

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第130号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年10月26日 13時50分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北西方沖 友ヶ島灯台から真方位323° 550m付近 (概位 北緯34° 17.10' 東経134° 59.81')
事故等調査の経過	平成26年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ^{やまてつ} 山鉄丸、2.3トン 252-24569和歌山、個人所有 B プレジャーボート ^{アツシ} Atsushi ^{イシハラ} Ishihara、0.7トン 250-56995大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に亀裂を伴う破損等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、沖ノ島北西方沖において、潮上りを行うため、約14ノット（kn）の速力で手動操舵により、北北東進中、平成26年10月26日13時50分ごろ、船長Aが衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、沖ノ島北西方沖において、船首を北東に向け、時々、機関を使用しながら、流し釣りを行っていた。 船長Bは、操縦席の椅子に右舷方を向いて腰を掛けて釣りを行っていたところ、至近に接近したA船を認めて船首部にいる同乗者に声を掛けたとき、B船の右舷船尾部にA船の左舷船首部が衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で左胸部及び左前腕の打撲を負った。 船長Bは、同乗者に依頼し、携帯電話で118番通報を行った。 A船及びB船は、自力航行して沖ノ島の棧橋に向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 南西流約2kn
その他の事項	本事故周辺海域には、南西方に流されながら、潮上りをしている船が約100隻いた。

	<p>A船は、約14knの速力で航行すれば、船首浮上によって死角が生じるので、船長Aは、ふだん、船首死角を補うため、身体を左右に移動したり、船首を左右に振って見張りを行っていたが、本事故時、潮上りを開始する際、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、潮上りを行う際、船首浮上が生じない約10knの速力で航行していたが、前の流し釣りの時、仕掛けの準備に時間が掛かり、いつもより大きく流されたので、少し焦り、速力を上げて航行した。</p> <p>船長Bは、漂泊中、潮上りを行う他船がB船を避けてくれると思い、釣りに注意を向けていた。</p> <p>船長A、船長B及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島北西方沖を手動操舵で北北東進中、船長Aが、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島北西方沖で釣りをしながら漂泊中、船長Bが、漂泊中のB船を潮上りを行う他船が避けてくれると思い、右舷方を向き、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船が船尾方至近に接近して気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、沖ノ島北西方沖において、A船が北北東進中、B船が釣りをしながら漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが、漂泊中のB船を他船が避けてくれると思い、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首死角が生じる場合、船首死角を補う見張りを確実に行うこと。 ・漂泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する他船に注意すること。